

壬生町新庁舎設計検討委員会設置要綱

平成31年 3月22日
告示第30号

(設置)

第1条 壬生町新庁舎建設事業における基本設計及び実施設計において、町民及び学識経験者の視点から意見及び助言を聴くため壬生町新庁舎設計検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見及び助言を述べるものとする。

- (1) 基本設計の内容に関すること。
- (2) 実施設計の内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、新庁舎設計に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の代表者
- (3) 副町長
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部新庁舎建設室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

制定文 抄

平成31年4月1日から適用する。ただし、この要綱は設計業務の完了をもって、その効力を失う。